

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則
- ◇告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退
肥料の登録
肥料の登録の有効期間の更新
土地改良事業計画の変更の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の工事の完了(五件)
開発行為に関する工事の完了(三件)
都市計画事業の認可
- ◇公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◇公 告 農業改良普及員資格試験等の合格者
- ◇雑 報 現金領収証書用紙の無効

規 則

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則をここに公布す

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十二号

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則

鳥取県失業対策事業運営管理規程(昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「午前八時」を「午前八時三十分」に、「午後四時四十五分」を「午後五時十五分」に改める。

第三十三条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に

に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十年十月二十八日	都 田 医 院	境港市京町八二番地

鳥取県告示第千三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年十一月一日	都 田 医 院	境港市京町八二番地

鳥取県告示第千三十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四二五号	六・〇肉骨粉	窒素全量 りん酸全量 八・〇	境港市渡町西柳川 一一九 北陽油脂有限会社 代表取締役 井汲盛夫
鳥取県 第四二六号	福部梨複合 肥料二号	窒素全量 りん酸全量 く溶性りん酸 うち アンモニア性窒素 水溶性りん酸 加里全量 水溶性加里 四・八	岩美郡福部村大字細川 六〇六の一 福部村農業協同組合 組合長理事 安田豊晴
鳥取県 第四二七号	関金町梨複 合肥料二号	窒素全量 アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 水溶性加里 七・八	東伯郡関金町 大字大鳥居二二〇 関金町農業協同組合 組合長理事 新田忠則

鳥取県告示第千三十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び代名又は名称
鳥取県 第一九〇号	六・〇魚荒 かす粉末	窒素全量 りん酸全量 六・〇 六・〇	鳥取市湯所町一四三 倉 谷 久
鳥取県 第二五八号	七・〇魚か す粉末	窒素全量 りん酸全量 七・〇 六・〇	鳥取市末広温泉町 七二四 鳥取県経済農業協同組 合連合会 会長理事 磯江義博
鳥取県 第三七〇号	くみあいほ う素マンガ ン尿素入り 米子地区梨 複合肥料	窒素全量 りん酸全量 アンモニア性窒素 りん酸全量 く溶性りん酸 く溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里 く溶性マンガ ン く溶性ほう素 一〇・〇 四・二 七・五 六・一 七・〇 六・八 〇・四〇 〇・二〇	米子市上福原三六番地 米子市農業協同組合 組合長理事 齊木幸福

鳥取県告示第千三十五号

昭和五十年九月六日付けで大原土地改良区から申請のあった土地改良（大原地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年十一月二十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市大原六〇七合併番地 大原土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十六号

昭和五十年十月十一日付けで福部村から申請のあった土地改良（海士地区農地開発）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、会見町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	高姫地区農道舗装事業 鶴田地区農業用排水事業 朝金地区農道舗装事業
工事完了年月日	昭和四十九年二月二十八日 昭和五十年三月二十五日 昭和五十年三月二十五日

鳥取県告示第千三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、八東町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	島地区農業用排水事業
工事完了年月日	昭和五十年三月十八日

鳥取県告示第千三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、若桜町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	根安地区農業用排水事業 小船地区農業用排水事業
工事完了年月日	昭和五十年三月二十五日 昭和四十九年十二月二十五日

鳥取県告示第千四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の

規定に基づき、用瀬町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
家奥地区農道整備事業	昭和四十九年九月三十日
居住地区農道整備事業	昭和五十年三月十八日
古用瀬地区農業用排水事業	昭和五十年三月二十五日

鳥取県告示第千四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、河原町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
袋河原地区農道舗装事業	昭和四十九年十月一日

鳥取県告示第千四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十八年六月二十五日 鳥取県指令受米土総第六百四十五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市西福原字堀川尻丁
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市角盤町二丁目七〇
松浦有限会社
代表取締役 松浦雄治

鳥取県告示第千四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年六月二十四日 鳥取県指令受米土総第七百一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市吉谷字上の原山、上の原南及び若杉屋敷
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市両三柳二八四一―一
杉山商事株式会社
取締役社長 杉山正一

鳥取県告示第千四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年七月二十九日 鳥取県指令受都計第三百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市大塚字前河原、広瀬及び柳原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市堺町三丁目一〇二

鳥取県中部トラック事業協同組合

理事長 西尾建夫

鳥取県告示第千四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 福米新田川都市下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十一月二十一日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

米子市西福原字御建通悪水西、字大向屋敷通悪水西、字大向屋敷通悪水西ノ貳、字大向屋敷通悪水西ノ参及び字堀川尻己並びに東福原字御建通悪水東、字屋敷通西境、字大向西境、字北原ノ四、字北原ノ五、字沖林ノ参、沖林ノ四、沖林ノ九及び字沖林ノ拾
使用の部分
なし

鳥取県告示第千四十六号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第一項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧期間

昭和五十年十一月二十五日から昭和五十年十二月八日まで

二 縦覧場所

鳥取市東品治町九十九番の三 鳥取県鳥取都市開発事務所

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年十二月四日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

八頭郡若桜町大字若桜九五七番地の五 三嶋健治

公 告

昭和50年10月22日から24日までの間に実施した鳥取県農業改良普及資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和50年11月21日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 農業改良普及員資格試験の合格者

田中 弘之	伊藤 繁	小矢野 實	松岡 昭博	吉田 智之
山内 浩二	中下 昭信	尾留川 芳紀	中田 幸夫	田見 高
菅田 弘	堀家 恭行	渡辺 悟	矢野 勝	高田 高
藤本 毅	新免 勝則	太田 誠	小松 清明	安高 平
中山 香洋	富中 明彦	古家 初巴	野口 実勝	高塚 澄夫
谷口 達雄	伊藤 淳次	古谷 好宏	夏田 安	渡辺 健
松岡 弘明				

2 生活改良普及員資格試験の合格者

久次米佳代子	篠田 陽子	亀谷美和子	国岡由美子	順子
田中まゆみ	上村 洋子	船原 恵子	丸山 佳美	藤原 恵子
渡邊 裕子				

雑 報

下記の現金領収証書用紙を亡失したので、事故発生の日以後無効とする。

昭和50年11月21日

米子社会保険事務所長

1 厚生保険特別会計現金領収証書

(1) 整理記号 ち 05316 (第36号から第50号まで)

(2) 名義人

米子社会保険事務所

分任収入官吏地方事務官 宮川貴仁

2 亡失年月日

昭和50年11月11日